

## 令和5年度日本遺産推奨商品「JAPAN RED 備中吹屋」ブランド認定商品募集要項

### 1. 目的

令和2年6月に文化庁より「『ジャパンレッド』発祥の地－弁柄と銅の町・備中吹屋－」が日本遺産として認定を受け、高梁市日本遺産推進協議会を中心に観光促進や地域活性化を目的に取り組んで参りました。この取り組みを更に充実させるために、市内事業者により開発されたご当地商品・サービスを「JAPAN RED 備中吹屋」ブランド商品として認定し、地域の魅力を発信していきます。

### 2. 認定審査基準

#### (1) 認定の対象

- ・高梁市内の事業者によって生産・製造された商品。ただし、市外の事業者にあつては高梁市内の原材料を使用して生産・製造された商品のみ対象とする。
- ・吹屋地内で提供されるサービス。

#### (2) 基準項目

基準項目
① 日本遺産ストーリーとの結び付け
・日本遺産「『ジャパンレッド』発祥の地－弁柄と銅の町・備中吹屋－との関連性（ストーリーに由来するもの、又はイメージカラーの赤を用いたもの等）
② 独自性・創造性
・デザイン及び品質が認定商品としてふさわしいか。
③ 信頼性
・品質管理・衛生管理・クレーム処理等の体制が整っているか。 ・申請品目に対する関連法令を順守していること。

### 3. ロゴマークの使用基準等について

ブランド認定をうけた商品等は、認定ロゴマークを無償で使用することができます。ただし、次のような場合は使用することはできません。

- ① 高梁市および日本遺産の信用又は品位を害すると認められる場合
- ② 消費者の利益を害すると認められる場合
- ③ 事業、商品またはサービスの品質を保証するものとして使用する場合
- ④ 特定の政治活動（選挙運動を含む）、思想、宗教または募金等の活動と結びつけて使用する場合
- ⑤ 特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- ⑥ 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- ⑦ 前各号のほか、会長が適当でないと認めた場合

#### 4. 申請方法

##### (1) 申請書類

- ・「JAPAN RED 備中吹屋」ブランド認定申請書（別紙様式1）

##### (2) 審査

申請書の内容を審査の上、使用の可否について「JAPAN RED 備中吹屋」ブランド認定書（別紙様式2）により通知します。

##### (3) 注意事項

- ・ロゴマークを使用する権利は、第三者に譲渡、又は転貸しないでください。
- ・ロゴマークに関する著作権は、高梁市に帰属し、使用者が当該ロゴマークを自己のものとして、商標又は意匠として使用・登録することはできません。（出願番号：商願2023-72602）

#### 5. 申請先・問い合わせ先

- ・高梁市日本遺産推進協議会（高梁市観光課日本遺産・歴まち推進係 内）  
〒716-0039 岡山県高梁市旭町1335番地7  
TEL：0866-21-0257（直通）、FAX：0866-22-9460

#### 6. その他

- ・認定された事業者には、「JAPAN RED 備中吹屋ブランド」認定証を交付いたします。
- ・認定された商品・サービスは協議会が主催又は参加するイベント等でPRさせていただきます。

以上